単価契約期間：令和8年12月1日～令和8年12月31日

〇見積書の宛先は「京都市長」でお願いいたします。
〇見積書には、日付と御担当者氏名、本市に登録されている連絡先を記入してください。
〇見積書は、令和8年11月19日（木）までに以下の送付先に御送付ください。
〇選定は、レギュラーガソリンと軽油の単価に予定数量を乗じた総額比較により行います。
〇結果につきましては、見積書提出期限より第３営業日以内に、決定した業者様のみに連絡いたしますので御了承願います。
〇見積書の提出は市内大企業も可とします。

＜特記事項＞
１　本市からの見積り合せ結果連絡後の契約単価の変更は行いませんが、単価契約期間中に、当初想定し得ない事由により小売価格が急変し、かつ発注者又は受注者の求めがあった場合は、双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）のレギュラー及び軽油の現金価格における京都の価格」（以下「公表価格」という。）の増減額を基にして、価格急変後の納品分について請求額の加減を行います。
２　１に基づいて請求額を加減する場合は、請求書には「契約単価（当初に決定した単価）に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載してください。

件名	期間	条件	予定数量	備考
レギュラーガソリン （10台分） 単価契約	令和8年12月1日～ 令和8年12月31日	・給油スタンドでのセルフサービス又はフルサービスの給油とする。 ・期間内の単価契約とする。 ・給油量は給油カード（10台分）により管理する。 ・当室（壬生下溝町44－3）から直線距離1.5km以内に給油スタンドがあること。	900ﾘｯﾄﾙ	・予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 ・ガソリンの給油のみで、洗車等その他の業務を含まない。
軽油 （1台分） 単価契約	令和8年12月1日～ 令和8年12月31日	・給油スタンドでのセルフサービス又はフルサービスの給油とする。 ・期間内の単価契約とする。 ・給油量は給油カード（1台分）により管理する。 ・当室（壬生下溝町44－3）から直線距離1.5km以内に給油スタンドがあること。	50ﾘｯﾄﾙ	・予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 ・軽油の給油のみで、洗車等その他の業務を含まない。

見積書提出先
〒604－8832
京都市中京区壬生下溝町44－3
TEL　075-874-7230
FAX　075-312-5122
サービス事業推進室　三石、松村 宛